

議案第 2 号

瑞穂町いじめ問題調査委員会条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

いじめに関する重大事態が発生した場合の調査を行うため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町いじめ問題調査委員会条例

（設置）

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）第 2 8 条第 1 項の規定に基づき、いじめに関する重大事態が発生した場合の調査を行うため、瑞穂町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（定義）

第 2 条 この条例において、使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所掌事項）

第 3 条 調査委員会は、重大事態が発生したときは、教育委員会の諮問に応じ、速やかに、当該重大事態に係る事実確認、状況把握等の調査を行い、当該調査の結果を答申する。

(町長への報告)

第4条 教育長は、前条の規定による答申があったときは、同条の当該調査の結果を町長に報告しなければならない。

(組織)

第5条 調査委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 4人以内

(3) 関係行政機関の職員 2人以内

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第9条 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により会議に出席した者に対しては、公聴会等に参加した者の実費弁償に関する条例（昭和36年条例第8号）第2条の規定による旅費及び同条例第3条の規定による実費を支給す

る。

(再調査)

第10条 町長は、第4条の規定による報告を受け、必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、瑞穂町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設けて当該報告を受けた調査の結果について、再調査を行わせることができる。

2 前条の規定は、再調査委員会の調査について準用する。

3 再調査委員会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

(記録及び保存)

第11条 調査委員会及び再調査委員会は、会議録を作成し、10年間保存するものとする。ただし、この期間を超えて保存する必要があると認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第12条 調査委員会及び再調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委員の報酬及びその支給方法)

第14条 調査委員会及び再調査委員会の委員の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の定めるところによる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の公布の日以後最初に招集する調査委員会の会議は、

第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集するものとする。
(準備行為)

- 3 第 5 条の規定により行う必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

教育基本計画審議会会長	日額 9,000 円
同 委員	日額 8,000 円

」を

「

教育基本計画審議会会長	日額 9,000 円
同 委員	日額 8,000 円
いじめ問題調査委員会委員（弁護士又は医師）	日額 24,000 円
同 委員（学識経験者又は専門的な知識を有する者）	日額 18,000 円
同 委員	日額 8,000 円

」

に改める。